

Rapid Access Fixer

JAPAN DEN_Carestream Health Japan Co., Ltd

バージョン番号: 2.2

安全データシート - JIS Z 7253 : 2019 準拠

Chemwatch 危険有害性警告コード: 1

発行日: 07/28/2023

印刷日: 08/31/2023

L.GHS.JPN.JA

セクション1 化学品及び会社情報

製品に関する情報

製品名	Rapid Access Fixer
化学物質名	該当しない
同義語	データ無し
化学式	該当しない
他の製品特定手段	8606899FIX

推奨用途及び使用上の制限

推奨用途及び使用上の制限	写真用化学薬品 専門的なユーザーに限定されている 製造者の指示に従い使用すること。
--------------	---

供給者の詳細

供給者の会社名称	JAPAN DEN_Carestream Health Japan Co., Ltd	JAPAN DEN_ケアストリームヘルス株式会社
住所	11-17 Fuyuki, Koto-ku Japan	東京都江東区冬木11-17 Japan
電話番号	1-800-328-2910	1-800-328-2910
FAX番号	データ無し	データ無し
ホームページ	http://www.carestream.com	http://www.carestream.com
e-メール	WW-EHS@carestreamhealth.com	WW-EHS@carestreamhealth.com

緊急連絡電話番号

会社名	CHEMTREC	CHEMTREC
緊急連絡電話番号	(Japan): +81 3-4520-9637	(Japan): +81 3-4520-9637
その他の緊急連絡電話番号	(International): +1-703-527-3887	(International): +1-703-527-3887

セクション2 危険有害性の要約

化学物質又は混合物の分類

分類 [1]	該当しない
--------	-------

GHSラベル要素

絵表示:	該当しない
注意喚起語	該当しない

危険有害性情報

該当しない

注意書き: 安全対策

該当しない

注意書き: 応急措置

該当しない

注意書き: 保管(貯蔵)

該当しない

注意書き: 廃棄

該当しない

セクション3 組成および成分情報

Rapid Access Fixer

物質

混合物の組成については、以下のセクションを参照してください

混合物

CAS番号	%[重量]	名称	官報公示整理番号		ナノフォーム粒子特性
			化審法	安衛法	
7732-18-5*	57.37	Water	-	公表	データ無し
7783-18-8*	22.04	Ammonium thiosulfate	1-405	公表	データ無し
1762-95-4*	19	Ammonium thiocyanate	1-142	公表	データ無し
7631-90-5*	1.4	Sodium bisulfite	1-502	公表	データ無し
64-19-7*	0.19	Acetic acid	2-688	公表	データ無し
凡例:	[e] 内分泌かく乱作用をもつと認められている物質				

セクション4 応急措置

必要な応急措置の説明

眼に入った場合	眼に入った場合: ▶ 直ちにきれいな流水で洗浄すること。 ▶ 洗眼は、眼球、瞼の隅々まで水がよく行き渡るように行うこと。 ▶ 速やかに医師の手当てを受けること。痛みが続いたり繰り返す場合は、医師の手当てを受けること。 ▶ 眼に損傷がある場合、コンタクトレンズの取り外しは、専門家に任せること。
皮膚に付着した場合	皮膚又は髪に付着した場合: ▶ 流水で皮膚および髪を洗浄すること。必要に応じて石鹸を使用すること。 ▶ 炎症がある場合には、医師の手当てを受けること。
吸入した場合	▶ ヒューム、エアゾールまたは燃焼生成物を吸入した場合、汚染区域から退去すること。 ▶ 通常、他の措置を講じる必要はないと考えられている。
飲み込んだ場合	▶ 飲み込んだ場合、無理に吐かせないこと。 ▶ 嘔吐した場合、気道の確保および誤嚥防止のため、患者を前傾あるいは左側臥位にし、可能であれば頭を下にした状態を保つこと。 ▶ 患者の経過観察を行うこと。 ▶ 眠気や意識不明状態などの意識低下がみられる場合、水を与えてはならない。 ▶ 口内を洗い流すために水を与え、その後患者が無理なく飲める量の液体をゆっくりと与えること。 ▶ 医師の診断を受けること。

医師に対する特別な注意事項

対症療法を行うこと。

毒物(特別な治療体制が整っていない場合):

基本的治療

- ▶ 必要であれば吸引し、気道を確保すること。
- ▶ 呼吸不全の兆候に注意し、必要であれば換気の補助をすること。
- ▶ 非再呼吸マスクで毎分10~15リットルの酸素を与えること。
- ▶ 肺水腫の有無を観察し、必要であれば治療を施すこと。
- ▶ ショック症状を観察し、必要であれば治療を施すこと。
- ▶ 発作に備えること。
- ▶ **吐剤を使用しないこと。** 飲み込んだ可能性がある場合には口内をすすぎ、飲み込むことができ、咽頭反射が強く、垂涎のない患者に対しては、200ml以下の水(5ml/kgが推奨される)を与え希釈する。

高度な治療

- ▶ 意識のない患者の気道確保に際して、または呼吸が停止した場合、経口または経鼻気管内挿管を検討すること。
- ▶ バッグバルブマスクを使用した陽圧換気が有用なことがある。
- ▶ 不整脈を観察し、必要であれば治療を施すこと。
- ▶ 5%ブドウ糖輸液を開始できるように静脈ラインを確保すること。循環血液量不足の兆候が見られる場合には、乳酸リンゲル液を使用すること。過剰輸液が合併症を引き起こすことがある。
- ▶ 肺水腫に対しては、薬物治療を検討すること。
- ▶ 循環血液量不足の兆候を伴う低血圧が見られる場合には、注意深く液体を投与すること。過剰輸液が合併症を引き起こすことがある。
- ▶ ジアゼパムを用いて発作を治療すること。
- ▶ 眼洗浄の補助には塩酸プロバラカインを使用すること。

BRONSTEIN, A.C. and CURRANCE, P.L.

EMERGENCY CARE FOR HAZARDOUS MATERIALS EXPOSURE: 2nd Ed. 1994

セクション5 火災時の措置

消火剤

- ▶ 使用してもよい消火剤の種類に制限はない。
- ▶ 周囲の環境に応じて適切な消火剤を使用すること。

特有の危険有害性

火災の際に避けるべき条件	知見なし。
--------------	-------

消火活動に関する情報

特有の消火方法	▶ 消防に通報し、事故の場所と危険有害性に関する情報を伝えること。 ▶ 火災時のみ、呼吸装置を備えた保護衣および保護手袋を着用すること。 ▶ あらゆる手段を用いて、排水路または水路への漏出物の流入を防ぐこと。 ▶ 周囲の環境に応じて適切な消火剤を使用すること。
---------	---

Rapid Access Fixer

	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高温であると疑われる容器に接近してはならない。 ▶ 火災にばく露された容器は、安全が確保される場所から水噴霧すること。 ▶ 火の通り道とならない場所に容器を移動すること(安全性が確保できる場合のみ)。 ▶ 使用后、器機を完全に除染すること。
火災及び爆発の危険性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 不燃性である。 ▶ 容器が燃えることはあるが、火災が起こる危険性が非常に高いとは考えられていない。 ▶ 有毒ガスを放出することがある。

セクション6 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

セクション 8 参照

環境に対する注意事項

セクション 12 参照

封じ込め及び浄化の方法及び機材

小規模漏出の場合	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 直ちに全ての漏出物を除去すること。 ▶ 蒸気の吸入、皮膚および目との接触を避けること。 ▶ 保護具を着用し、人体への接触を抑制すること。 ▶ 砂、土、不活性物質またはパーミキュライトを用いて漏出物を吸収し、流出を防ぐこと。 ▶ 拭き取ること。 ▶ 廃棄用の表示がなされた適切な容器へ回収すること。
大規模漏出の場合	<p>中程度の危険有害性</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 現場から人員を退かせ、風上へ移動させること。 ▶ 消防に通報し、事故の場所と危険有害性に関する情報を伝えること。 ▶ 呼吸装置を備えた保護衣および保護手袋を着用すること。 ▶ あらゆる手段を用いて、排水路または水路への漏出物の流入を防ぐこと。 ▶ 安全に対処できる場合、漏えいを阻止すること。 ▶ 砂、土、またはパーミキュライトを用いて流出を防ぐこと。 ▶ リサイクル用の表示がなされた容器へ再利用可能な製品を回収すること。 ▶ 残留物を中和/洗浄すること(使用する薬剤についてはセクション13を参照)。 ▶ 固体残留物を回収し、廃棄用の表示がなされたドラム缶に入れ密封すること。 ▶ 現場を洗浄し、排水路への流入を防ぐこと。 ▶ 洗浄作業終了後、保護衣および保護具を、保管または再使用する前に、除染および洗浄すること。 ▶ 排水路または水路の汚染が生じた場合、救急隊に報告すること。

個人用保護具に関する情報については、SDSのセクション8をご参照ください。

セクション7 取扱い及び保管上の注意

安全な取扱いのための予防措置

安全取扱注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 吸入を含む、人体へのあらゆるばく露を避けること。 ▶ ばく露の可能性がある場合は、保護衣を着用すること。 ▶ 換気の良い場所で使用すること。 ▶ 窪地および排水だめでの濃縮を避けること。 ▶ 閉所に入る際は、必ず事前に大気検査を行うこと。 ▶ 人体、食品、食器、料理器具との接触を絶対に避けること。 ▶ 混触危険物質との接触を避けること。 ▶ この製品を使用するときには、飲食又は喫煙をしないこと。 ▶ 使用時以外は、容器を完全に密封して保管すること。 ▶ 容器の物理的破損を避けること。 ▶ 取り扱い後は、石鹸と水を用いて必ず手を洗うこと。 ▶ 使用した作業着は、他のものと分けて洗濯すること。汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。 ▶ 職業労働規範に従うこと。 ▶ 保存および取り扱いに関する製造者の指示に従うこと。 ▶ 作業環境の安全性を維持するため、空気中の濃度をばく露限度以下に保ち、作業環境を定期的にモニタリングすること。
他の情報	

混触危険性を含む、安全な保管条件

適切な保管条件	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ポリエチレン製またはポリプロピレン製容器 ▶ 製造者が推奨する容器を使用すること。 ▶ すべての容器に明確なラベルが貼り付けられていることおよび漏れがないことを確認すること。
避けるべき保管条件	知見なし。

セクション8 ばく露防止及び保護措置

管理パラメーター

許容濃度(OEL)

成分に関する情報

出典	成分	物質名	TWA	STEL	ピーク	注記
日本産業衛生学会 粉塵の許容濃度	Ammonium thiosulfate	線香材料粉塵 - 吸入性粉塵	1 mg/m3	データ無し	データ無し	データ無し

Rapid Access Fixer

出典	成分	物質名	TWA	STEL	ピーク	注記
日本産業衛生学会 粉塵の許容濃度	Ammonium thiosulfate	その他の無機および有機粉塵 - 吸入性粉塵	2 mg/m ³	データ無し	データ無し	水に不溶または難溶で、かつ他に明らかな毒性の報告がなく適用される許容濃度値がない物質に対して、多量の粉塵の吸入による塵肺を予防する観点から、この値以下とすることが望ましいとされる濃度。そのため、たとえこの濃度以下であっても、未知の毒性による障害発生の可能性があることに留意すること。
日本産業衛生学会 粉塵の許容濃度	Ammonium thiocyanate	線香材料粉塵 - 吸入性粉塵	1 mg/m ³	データ無し	データ無し	データ無し
日本産業衛生学会 粉塵の許容濃度	Ammonium thiocyanate	その他の無機および有機粉塵 - 吸入性粉塵	2 mg/m ³	データ無し	データ無し	水に不溶または難溶で、かつ他に明らかな毒性の報告がなく適用される許容濃度値がない物質に対して、多量の粉塵の吸入による塵肺を予防する観点から、この値以下とすることが望ましいとされる濃度。そのため、たとえこの濃度以下であっても、未知の毒性による障害発生の可能性があることに留意すること。
日本産業衛生学会 許容濃度	Acetic acid	酢酸	10 ppm / 25 mg/m ³	データ無し	データ無し	データ無し

緊急ばく露限度

成分	TEEL-1	TEEL-2	TEEL-3
Ammonium thiosulfate	12 mg/m ³	130 mg/m ³	790 mg/m ³
Ammonium thiocyanate	2.3 mg/m ³	25 mg/m ³	150 mg/m ³
Sodium bisulfite	15 mg/m ³	66 mg/m ³	400 mg/m ³
Acetic acid	データ無し	データ無し	データ無し

成分	オリジナルIDLH	改訂IDLH
Water	データ無し	データ無し
Ammonium thiosulfate	データ無し	データ無し
Ammonium thiocyanate	データ無し	データ無し
Sodium bisulfite	データ無し	データ無し
Acetic acid	50 ppm	データ無し

職業暴露バンドニング

成分	職業暴露バンド評価	職業暴露帯域制限
Sodium bisulfite	E	≤ 0.01 mg/m ³
注記:	職業暴露バンドニングは、化学物質の効力および曝露に関連する有害な健康上の結果に基づいて、特定のカテゴリまたはバンドに化学物質を割り当てるプロセスです。このプロセスの出力は、労働者の健康を守ることが期待される露光濃度の範囲に対応する職業暴露バンド(OEB)、です。	

物質データ

ばく露管理

設備対策	<p>工学的管理(設備対策)は、危険有害性を排除するため、または作業員を危険有害性から防御するために使用される手法である。適切に設計された工学的管理(設備対策)により、通常、作業員が関与することなく、作業員を効果的に保護することができる。</p> <p>工学的管理(設備対策)の基本:</p> <p>工程管理 - 作業または作業工程に変更を加え危険性を低減する。</p> <p>放出源の密閉および/または隔離 - 作業員を物理的危険有害性から隔離する。換気 - 効果的に作業環境の空気を入れ替える。適切に設定されている場合、換気により空気中の汚染物質を排除または希釈することができる。換気システムは、特定の工程および使用する化学物質または汚染物質に合わせて設計する必要がある。</p> <p>雇用主は、作業員の過剰ばく露を避けるために複数の制御手法を用いる必要がある。</p> <p>通常の作業条件下では、全体排気で十分である。過剰ばく露のリスクがある場合には、JIS認可の呼吸器用保護具を着用すること。安全性を確保するために、保護具は正しく装着することが重要である。倉庫あるいは閉鎖的な保管場所では、十分な換気を行うこと。汚染物質を効果的に除去するために必要となる新鮮な循環空気の「制御風速」は、作業場で発生する汚染物質を含む空気の「脱出」速度により異なる。</p>											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>汚染物質の種類:</th> <th>気流速度:</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(静止空気中において)タンクから蒸発した溶剤、蒸気、脱脂剤など</td> <td>0.25-0.5 m/秒 (50-100 f/分)</td> </tr> <tr> <td>注入作業、断続的な容器充填、低速コンベア輸送、溶接、飛散、めっき(酸性ガス)、酸洗から生じるエアゾール、ガス(発生源からの緩やかな放出)</td> <td>0.5-1 m/秒 (100-200 f/分)</td> </tr> <tr> <td>直接噴霧、小型ブースでのスプレー塗装、ドラム缶充填、コンベヤー荷積み、粉砕粉じん、ガス放出(気流が速い場所への放出)</td> <td>1-2.5 m/秒 (200-500 f/分)</td> </tr> <tr> <td>研削、吹き付け加工、タンブリング、高回転機器から発生する粉じん(気流が非常に激しく速い場所への高初速度での放出)</td> <td>2.5-10 m/秒 (500-2000 f/分)</td> </tr> </tbody> </table>	汚染物質の種類:	気流速度:	(静止空気中において)タンクから蒸発した溶剤、蒸気、脱脂剤など	0.25-0.5 m/秒 (50-100 f/分)	注入作業、断続的な容器充填、低速コンベア輸送、溶接、飛散、めっき(酸性ガス)、酸洗から生じるエアゾール、ガス(発生源からの緩やかな放出)	0.5-1 m/秒 (100-200 f/分)	直接噴霧、小型ブースでのスプレー塗装、ドラム缶充填、コンベヤー荷積み、粉砕粉じん、ガス放出(気流が速い場所への放出)	1-2.5 m/秒 (200-500 f/分)	研削、吹き付け加工、タンブリング、高回転機器から発生する粉じん(気流が非常に激しく速い場所への高初速度での放出)	2.5-10 m/秒 (500-2000 f/分)	
	汚染物質の種類:	気流速度:										
	(静止空気中において)タンクから蒸発した溶剤、蒸気、脱脂剤など	0.25-0.5 m/秒 (50-100 f/分)										
	注入作業、断続的な容器充填、低速コンベア輸送、溶接、飛散、めっき(酸性ガス)、酸洗から生じるエアゾール、ガス(発生源からの緩やかな放出)	0.5-1 m/秒 (100-200 f/分)										
直接噴霧、小型ブースでのスプレー塗装、ドラム缶充填、コンベヤー荷積み、粉砕粉じん、ガス放出(気流が速い場所への放出)	1-2.5 m/秒 (200-500 f/分)											
研削、吹き付け加工、タンブリング、高回転機器から発生する粉じん(気流が非常に激しく速い場所への高初速度での放出)	2.5-10 m/秒 (500-2000 f/分)											
各範囲における最適値の決定要素:												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>下限値</th> <th>上限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1: 室内空気流が最少または捕捉しやすい</td> <td>1: 室内空気流が乱れている</td> </tr> <tr> <td>2: 汚染物質の毒性が低いまたは抑制的効果のみを有する</td> <td>2: 汚染物質の毒性が高い</td> </tr> <tr> <td>3: 発生が断続的で少量</td> <td>3: 発生量が多く、使用頻度が高い</td> </tr> <tr> <td>4: 大型排気フードまたは空気流量が多い</td> <td>4: 小型排気フードまたは局所制御のみ</td> </tr> </tbody> </table>	下限値	上限値	1: 室内空気流が最少または捕捉しやすい	1: 室内空気流が乱れている	2: 汚染物質の毒性が低いまたは抑制的効果のみを有する	2: 汚染物質の毒性が高い	3: 発生が断続的で少量	3: 発生量が多く、使用頻度が高い	4: 大型排気フードまたは空気流量が多い	4: 小型排気フードまたは局所制御のみ		
下限値	上限値											
1: 室内空気流が最少または捕捉しやすい	1: 室内空気流が乱れている											
2: 汚染物質の毒性が低いまたは抑制的効果のみを有する	2: 汚染物質の毒性が高い											
3: 発生が断続的で少量	3: 発生量が多く、使用頻度が高い											
4: 大型排気フードまたは空気流量が多い	4: 小型排気フードまたは局所制御のみ											
理論的には、単一の吸入パイプの開口部から遠くなるにつれ、気流速度は急速に落ちる。一般的に、速度は吸入口からの距離の二乗に比例して減少する(単純なプロセスの場合)。したがって、吸入口における気流速度は、汚染源からの距離を考慮して調節すべきである。例えば、吸入口から2m離れたタンクで発生した溶剤を吸引するには、吸入ファンの気流速度は、最低1~2m/秒(200~400ft/分)であるべきである。吸入装置の機能に欠陥を生じるような機械的要素を考慮すると、吸入システムを導入もしくは使用する際には、理論上の気流速度に10以上の係数をかけることが不可欠である。												

Rapid Access Fixer

保護具	  
眼/顔面の保護	<ul style="list-style-type: none"> ▶ サイドシールド付きの保護眼鏡。 ▶ ケミカルゴーグル。[AS/NZS 1337.1, EN166 または国内同等規格] ▶ コンタクトレンズの使用は、特殊な危険有害性を引き起こすことがある; ソフトコンタクトレンズは、刺激物を吸収・濃縮することがある。レンズの装着および使用制限を明記した方針文書を作業の種類または場所ごとに作成しておくこと。当該文書には、レンズによる使用化学物質群の吸収および吸着に関する評価結果、および障害例の記録等を掲載すること。医療関係者や救急隊員はレンズの取り外しについての訓練を受け、同時に適切な器具を速やかに使用できるよう準備しておくべきである。化学物質へのばく露時には、直ちに洗眼し、速やかにレンズを取り外すこと。眼の発赤または刺激の初期兆候が見られる場合には、レンズを取り外すこと - レンズの取り外しは、清潔な環境において、手をよく洗ってから行なうべきである。[CDC NIOSH Current Intelligence Bulletin 59].
皮膚の保護	以下の手の保護具を参照してください。
手/足の保護	<p>適切な手袋の選択は、材質だけでなく、製造業者間で異なる品質保証にも注意する必要がある。化学品が複数の化学物質の調剤である場合、手袋材質の耐久性は事前に計算することができず、したがって、使用前に確認しておくことが重要である。</p> <p>物質に対する正確な破過時間は、保護手袋製造業者から得ることができ、最終的な選択の際に重視するものである。</p> <p>個人衛生は効果的な手の保護の重要な要素である。手袋は清潔な手に着用する必要がある。手袋使用後は、手を洗浄し、完全に乾燥させる必要がある。無香料の保湿剤を使用することが望ましい。</p> <p>手袋種類の適合性と耐久性は使用用途による。手袋の選定における重要な要因は次のとおりである:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接触頻度および時間、 ・ 手袋材料の耐化学品性、 ・ 手袋の厚さ、 ・ 作業性 <p>関連する規格に適合した手袋を使用すること(欧州EN374、US F739、AS/NZS 2161.1または国内同等規格等)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期使用または高頻度の繰り返し接触が発生することがある場合、保護クラス5以上の手袋の使用が望ましい(EN374、AS/NZS 2161.1または国内同等規格による計測で、破過時間240分を超えるもの)。 ・ 短時間の接触のみ予定されている場合、保護クラス3以上の手袋の使用が望ましい(EN374、AS/NZS 2161.1または国内同等規格による計測で、破過時間60分を超えるもの)。 ・ 手袋に使用されるポリマー種類には、動作による影響が少ないものがあり、長期使用の際にはこのことを考慮するべきである。 ・ 汚染された手袋は交換すること。 <p>あらゆる用途で、ASTM F-739-96に定義されているように、手袋は次のように評価されている:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 優良 破過時間 > 480分 ・ 良 破過時間 > 20分 ・ 可 破過時間 < 20分 ・ 推奨しない 手袋材料の劣化時 <p>一般的用途では、通常0.35mmより厚い手袋が推奨される。</p> <p>手袋の透過性は材質の構造に依存し、厚さは必ずしも特定の化学品に対する耐性を表すものではないことに注意が必要である。そのため、手袋は、作業要件を考慮し、破過時間の知識に基づき選択されるべきである。</p> <p>手袋の厚さはまた、製造業者、手袋種類またはモデルにより異なることがある。したがって、作業に最も適した手袋を選択するためには、製造業者の技術データを常に考慮すべきである。</p> <p>注意: 実行中の作業により、様々な厚さの手袋が、特定の作業を行うために必要となる場合がある。例:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薄手の手袋(0.1mm以下まで)は、手先の器用さが要求される作業時に推奨される。しかし、このタイプの手袋は、短い保護時間のみ考慮されており、通常は使い捨てが想定される。 ・ 厚手の手袋(3mm以上)は、摩擦または穿孔の可能性があり、機械的(および化学的)リスクがある作業時に推奨される。 <p>手袋は清潔な手に着用する必要がある。手袋使用後は、手を洗浄し、完全に乾燥させる必要がある。無香料の保湿剤を使用することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ ポリ塩化ビニル製などの化学用保護手袋を着用すること。 ▶ ゴム製などの安全靴または安全長靴を着用すること。
身体の保護	以下の他の保護具を参照してください。
他の保護	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 防護用密閉服(つなぎ型) ▶ 塩化ビニル製エプロン ▶ 保護クリーム ▶ 皮膚洗浄クリーム ▶ 洗眼用設備

セクション9 物理的及び化学的性質

物理的および化学的性質に関する基本情報

外観	無色から淡黄色 無色		
物理状態	液体	相対密度 (水 = 1)	1.17
臭い	データ無し	n-オクタノール/水分係数	データ無し
嗅覚閾値	データ無し	自然発火点 (°C)	データ無し
pH	5.45	分解温度 (°C)	データ無し
融点/凝固点 (°C)	データ無し	動粘性率 (cSt)	データ無し
沸点/初留点/沸点範囲 (°C)	>=100	モル質量 (g/mol)	データ無し
引火点 (°C)	データ無し	味	データ無し
蒸発速度	データ無し	爆発性	データ無し
可燃性	データ無し	酸化特性	データ無し
爆発上限界 (%)	データ無し	表面張力 (dyn/cm or mN/m)	データ無し
爆発下限界 (%)	データ無し	揮発性成分 (%vol)	データ無し
蒸気圧 (kPa)	データ無し	ガスグループ	データ無し
溶解度	易溶	pH (溶液) (1%)	データ無し
相対ガス密度 (空気 = 1)	データ無し	揮発性有機化合物 g/L	データ無し

Rapid Access Fixer

ナノフォーム溶解度	データ無し	ナノフォーム粒子特性	データ無し
粒子サイズ	データ無し		

セクション10 安定性及び反応性

反応性	セクション 7 参照
化学的安定性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 混触危険性物質が存在する。 ▶ 製品は安定していると考えられる。 ▶ 危険な重合反応は起こらないと考えられる。
危険有害反応可能性	セクション 7 参照
避けるべき条件	セクション 7 参照
混触危険物質	セクション 7 参照
危険有害な分解生成物	セクション 5 参照

セクション11 有害性情報

毒物学的影響に関する情報

吸入した場合	本物質は、吸入により、(動物モデルを用いたEC指令の分類に基づく) 有害な健康影響を及ぼす物質または気道刺激性物質とは考えられていない。それでもなお、動物への少なくとも1つの他経路からのばく露により、全身性健康悪影響が確認されており、作業環境においては、適正衛生規範 (GHP) に従いばく露を最小限に抑え、適切な管理策を講じるべきである。
飲み込んだ場合	本物質を誤って経口摂取した場合、身体に害を及ぼすことがある。
皮膚に付着した場合	本物質は、接触により、(動物モデルを用いたEC指令の分類に基づく) 有害な健康影響を及ぼす物質または皮膚刺激性物質とは考えられていない。それでも、作業環境においては、適正衛生規範 (GHP) に従いばく露を最小限に抑え、適切な保護手袋を使用すべきである。開放創、擦り傷または炎症がある場合は、皮膚への接触を避けること。切創、擦り傷または病変部などを通じて血流に侵入すると、悪影響を及ぼす全身性疾患を引き起こすことがある。使用前に皮膚を検査し、あらゆる外傷を適切に保護しておくこと。
眼に入った場合	この液体は、(EC指令の分類に基づく) 刺激性物質としては考えられていないが、眼に入った場合、流涙または結膜発赤 (風焼けの症状と同様) を特徴とする一過性の不快感を生じることがある。
慢性毒性	この製品への長期ばく露により、(動物モデルを用いたEC指令の分類に基づく) 慢性的な健康への悪影響が生じるとは考えられていない; それでも当然のことながら、あらゆる経路からのばく露を最小限にしなければならない。

	毒性	刺激性
Rapid Access Fixer	データ無し	データ無し
Water	経口 (ラット) LD50: >90000 mg/kg ^[2]	データ無し
Ammonium thiosulfate	吸入 (ラット) LC50: >2.6 mg/14h ^[1] 経口 (モルモット) LD50: 1098 mg/kg ^[2] 経皮 (ウサギ) LD50: >2000 mg/kg ^[1]	データ無し
Ammonium thiocyanate	経口 (ラット) LD50: 501 mg/kg ^[2] 経皮 (ラット) LD50: >2000 mg/kg ^[1]	データ無し
Sodium bisulfite	経口 (ラット) LD50: 1420 mg/kg ^[2] 経皮 (ラット) LD50: >2000 mg/kg ^[1]	皮膚: 有害作用は認められない (刺激性なし) ^[1] 眼: 有害作用は認められない (刺激性なし) ^[1]
Acetic acid	吸入 (マウス) LC50: 1.405 mg/L4h ^[2] 経口 (ラット) LD50: 3310 mg/kg ^[2] 経皮 (ウサギ) LD50: 1060 mg/kg ^[2]	データ無し

凡例: 1. 欧州ECHA登録物質 - 急性毒性 - から得られた値。2. *の値は製造者のSDSから得られた値。特に注記のないデータはRTECSから抽出した値。

急性毒性	×	発がん性	×
皮膚腐食性/刺激性	×	生殖毒性	×
眼に対する重篤な損傷性 /眼刺激性	×	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	×
呼吸器感受性又は皮膚感受性	×	特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	×
生殖細胞変異原性	×	誤えん有害性	×

Rapid Access Fixer

凡例:  - / -アメリカのラピッドアクセスフィクサーは、データが不足している
 - 分類済み

内分泌かく乱作用

内分泌かく乱作用を示す証拠は、最新の文献では見つからない。

セクション12 環境影響情報

生態毒性

Rapid Access Fixer	エンドポイント	試験期間 (時間)	種	値	出典
	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し

Water	エンドポイント	試験期間 (時間)	種	値	出典
	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し

Ammonium thiosulfate	エンドポイント	試験期間 (時間)	種	値	出典
	EC50	72h	藻類または他の水生植物	43.8mg/l	2
	EC50	48h	甲殻類	89mg/l	2
	EC50	96h	藻類または他の水生植物	48mg/l	2
	NOEC(ECx)	672h	魚類	0.17mg/l	2
LC50	96h	魚類	1.04mg/l	2	

Ammonium thiocyanate	エンドポイント	試験期間 (時間)	種	値	出典
	EC50	72h	藻類または他の水生植物	47mg/l	2
	EC50	48h	甲殻類	3.56mg/l	2
	LC50	96h	魚類	0.46mg/l	2
NOEC(ECx)	504h	甲殻類	1.25mg/l	2	

Sodium bisulfite	エンドポイント	試験期間 (時間)	種	値	出典
	EC50	72h	藻類または他の水生植物	43.8mg/l	2
	EC50	48h	甲殻類	89mg/l	2
	EC50	96h	藻類または他の水生植物	63-126mg/l	2
	LC50	96h	魚類	38.776mg/L	4
EC15(ECx)	0.5h	藻類または他の水生植物	8.2mg/l	1	

Acetic acid	エンドポイント	試験期間 (時間)	種	値	出典
	EC50	72h	藻類または他の水生植物	29.23mg/l	2
	EC50	48h	甲殻類	18.9mg/l	2
	EC50	96h	藻類または他の水生植物	73.4mg/l	4
	LC50	96h	魚類	31.3-67.6mg/l	2
EC50(ECx)	24h	藻類または他の水生植物	0.08mg/l	2	

凡例:

1. IUCLID毒性データ 2. 欧州ECHA登録物質 - 生態毒性情報 - 水生毒性 4. 米国環境保護庁, Ecotoxデータベース - 水生毒性データ 5. ECETOC水生環境有害性評価データ 6. NITE (日本) - 生物濃縮性データ 7. METI (日本) - 生物濃縮性データ 8. ベンダーデータ から抽出

下水道または水路に排出しないこと。

残留性・分解性

成分	残留性: 水域/土壌	残留性: 大気
Water	低	低
Ammonium thiocyanate	低	低
Sodium bisulfite	高	高
Acetic acid	低	低

生体蓄積性

Rapid Access Fixer

成分	生物濃縮性
Ammonium thiocyanate	低 (LogKOW = 0.5829)
Sodium bisulfite	低 (LogKOW = -2.3169)
Acetic acid	低 (LogKOW = -0.17)

土壌中の移動性

成分	移動性
Ammonium thiocyanate	低 (KOC = 4.5)
Sodium bisulfite	低 (KOC = 4.411)
Acetic acid	高 (KOC = 1)

内分泌かく乱作用

内分泌かく乱作用を示す証拠は、最新の文献では見つからない。

その他の有害影響

オゾン層破壊作用を示す証拠は、最新の文献では見つからない。

セクション13 廃棄上の注意

廃棄方法

製品/容器/包装の廃棄方法	<p>廃棄する前に銀を回収してください</p> <p>現地の規則に従って廃棄すること</p> <p>廃棄物の処理要件を定める法規制は、国や地域により異なる。現地で施行されている法規制を確認すること。地域によっては、特定廃棄物の追跡管理が必要となる。</p> <p>段階的な管理が一般的である(取扱者による調査が必要):</p> <ul style="list-style-type: none">▶ リデュース - 廃棄物の発生抑制▶ リユース - 再使用▶ リサイクル - 再生資源の利用▶ 廃棄 (最終手段) <p>本製品は、未使用の場合や汚染されていないが意図する用途に適さない場合には、リサイクルしてもよい。汚染されている場合には、ろ過、蒸留またはその他の方法による再生が可能な場合もある。このような判断をする場合、保管寿命も考慮すべきである。取扱い中に物質の性質が変わる可能性があり、その場合には再生利用や再使用が適切とはなり得ない点に注意すること。</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 器具の洗浄に用いた洗浄水は排水路に流入させないこと。▶ 器具の洗浄に用いた洗浄水は、排出する前にすべて回収し適切な処理を施す必要がある。▶ 下水道への排出は国内法規制の対象となることがあるため、常に、その国内法規制の要件を考慮しなければならない。▶ 不明な点は、担当当局に問い合わせること。▶ 可能な場合はリサイクルすること。▶ 適切な処分方法が特定できない場合には、製造者にリサイクルの可否を問い合わせるか、都道府県・市町村に処分方法について問い合わせること。▶ 廃棄方法: 化学物質および/または医薬品廃棄物の処分に関する認可を受けた埋立処分場に埋立、または認可を受けた処分施設で(適切な可燃性物質と混合させた後に)焼却処分すること。▶ 空容器を除染すること。容器の洗浄および処分が終了するまで、表示されている安全規定を順守すること。
---------------	---

セクション14 輸送上の注意

以下に示す危険物情報は、製品の配合のみに基づいており、製品のパッケージ構成は考慮されていません。

内部の梱包数量と梱包手順に応じて、この製品はさまざまな輸送モードの特定の規制上の免除または除外を満たす場合があります。

詳細については製品パッケージを参照するか、ship.carestream.comにある「化学製品の危険物ワークシート」フォルダにアクセスしてください。

要求されるラベル

海洋汚染物質	該当しない
--------	-------

陸上輸送 (UN): 危険物輸送規制対象外

航空輸送 (ICAO-IATA / DGR): 危険物輸送規制対象外

海上輸送 (IMDG-Code / GGVSee): 危険物輸送規制対象外

MARPOL 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送

該当しない

MARPOL 附属書 V 及び IMSBC コードによるばら積み輸送

製品名	グループ
Water	データ無し
Ammonium thiosulfate	データ無し
Ammonium thiocyanate	データ無し
Sodium bisulfite	データ無し
Acetic acid	データ無し

IGC コードによるばら積み輸送

製品名	輸送タイプ
Water	データ無し

製品名	輸送タイプ
Ammonium thiosulfate	データ無し
Ammonium thiocyanate	データ無し
Sodium bisulfite	データ無し
Acetic acid	データ無し

セクション15 適用法令

物質又は混合物に特有な安全、健康および環境に関する規制

Water に関する適用法令	
日本 労働安全衛生法	日本 化審法: 既存化学物質/新規公示化学物質
Ammonium thiosulfate に関する適用法令	
日本 労働安全衛生法	日本 粉塵の許容濃度
日本 化審法: 既存化学物質/新規公示化学物質	
Ammonium thiocyanate に関する適用法令	
日本 労働安全衛生法	日本 政府によるGHS分類
日本 化審法: 既存化学物質/新規公示化学物質	日本 粉塵の許容濃度
Sodium bisulfite に関する適用法令	
国際がん研究機関(IARC) - IARCモノグラフにより分類された化学物質 - ヒトに対する発がん性について分類できない	日本 化審法: 製造輸入量の届出を要しない物質
日本 労働安全衛生法	日本 政府によるGHS分類
日本 化審法: 既存化学物質/新規公示化学物質	日本安衛法: 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物
Acetic acid に関する適用法令	
Japan Industrial Safety and Health Act (ISHA) - Corrosive Liquid	日本 政府によるGHS分類
日本 労働安全衛生法	日本 許容濃度等
日本 労働安全衛生法 - 危険物	日本安衛法: 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物
日本 化審法: 既存化学物質/新規公示化学物質	

労働安全衛生法	名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物 文書の交付		
	政令名称	政令番号	
	亜硫酸水素ナトリウム	別表第9の26	
	名称等を表示すべき危険物及び有害物		
	政令名称	政令番号	
	亜硫酸水素ナトリウム	別表第9の26	
	製造の許可を受けるべき有害物		
	政令名称	政令番号	
	該当しない	該当しない	
	関連する法令・条例		
危険物 - 酸化性の物	該当しない		
危険物 - 引火性の物	該当しない		
有機溶剤	該当しない		
特定化学物質	該当しない		
PRTR - 化管法	化管法 (令和5年度分以降の排出量等の把握や令和5年度以降のSDS提供の対象)		
	分類	政令名称	管理番号
	該当しない	該当しない	該当しない
毒物及び劇物取締法	該当しない		
化審法	優先評価化学物質	該当しない	
	第1種特定化学物質	該当しない	
	第2種特定化学物質	該当しない	
	監視化学物質	該当しない	
	一般化学物質	水(精製水), チオ硫酸アンモニウム, チオシアン酸アンモニウム, 亜硫酸ナトリウム, 酢酸	

国別インベントリ状況

国別インベントリ	状況
オーストラリア - AIC / オーストラリア非工業用	Yes
カナダ - DSL	Yes
カナダ - NDSL	No (Water; Ammonium thiosulfate; Ammonium thiocyanate; Sodium bisulfite; Acetic acid)
中国 - IECSC	Yes
欧州 - EINEC / ELINCS / NLP	Yes

Rapid Access Fixer

国別インベントリ	状況
日本 - ENCS	Yes
韓国 - KECI	Yes
ニュージーランド - NZIoC	Yes
フィリピン - PICGS	Yes
米国 - TSCA	Yes
台湾 - TCSI	Yes
メキシコ - INSQ	Yes
ベトナム - NCI	Yes
ロシア - FBEPH	Yes

凡例:
Yes = 全ての成分がインベントリに記載されている
No = 記載されている成分はインベントリに記載されていない。これらの成分は対象外であるか、登録・届出が必要である

セクション16 その他の情報

改訂日	07/28/2023
最初の発行日	03/29/2022

SDSバージョンの概要

バージョン	改訂日	更新されたセクション
1.2	07/31/2022	応急措置 - 医師に対する特別な注意事項

他の情報

準備およびその個々の成分の分類は、公式および権威ある情報源、および利用可能な文献参照を用いたChemwatch Classification委員会による独立した審査に基づいています。SDS(安全データシート)は危険性の伝達ツールであり、リスク評価の支援に使用されるべきです。報告された危険性が職場または他の環境でのリスクであるかどうかは多くの要因によって決まります。リスクは露出シナリオを参照して決定されることがあります。使用スケール、使用頻度、および現行または利用可能な技術的制御が考慮される必要があります。

定義および略語

- ▶ PC-TWA: 時間加重平均許容濃度
- ▶ PC-STEL: 短時間ばく露限界許容濃度
- ▶ IARC: 国際がん研究機関
- ▶ ACGIH: 米国産業衛生専門家会議
- ▶ STEL: 短時間ばく露限界値
- ▶ TEEL: 一時的緊急ばく露限度
- ▶ IDLH: 脱出限界濃度
- ▶ ES: ばく露基準
- ▶ OSF: 臭気安全係数
- ▶ NOAEL: 無毒性量
- ▶ LOAEL: 最小毒性量
- ▶ TLV: 許容濃度
- ▶ LOD: 検出限界値
- ▶ OTV: 臭気検知閾値
- ▶ BCF: 生物濃縮係数
- ▶ BEI: 生物学的ばく露指標
- ▶ AII: オーストラリア工業化学品インベントリ
- ▶ DSL: 国内物質リスト
- ▶ NDSL: 非国内物質リスト
- ▶ IEOSC: 中国現有化学物質名録
- ▶ EINECS: 欧州既存商業化学物質インベントリ
- ▶ ELINCS: 欧州届出化学物質リスト
- ▶ NLP: もはやポリマーとみなされない物質のリスト
- ▶ ENCS: E既存化学物質 / 新規公示化学物質
- ▶ KECI: 韓国既存化学物質目録
- ▶ NZIoC: ニュージーランド化学物質インベントリ
- ▶ PICGS: フィリピン化学品および化学物質インベントリ
- ▶ TSCA: 有害物質規制法
- ▶ TCSI: 台湾既存化学物質インベントリ
- ▶ INSQ: 国家化学物質インベントリ
- ▶ NCI: 国家化学品インベントリ
- ▶ FBEPH: ロシア 潜在的に有害性のある化学物質及び生物学的物質リスト

ChemwatchのAuthorITeで作成しました。